13 環境省（特区第14次 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	整理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130011	容器包装以外のプラスチックとプラスチック製容器包装との混合収集	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第4条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造事業者）が再商品化を行うことを規定している。実態には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のものの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 （再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう努める。） 提案理由： 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万トン）。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量も圧縮が実現した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すでにたとえばスチールを「容器包装リサイクルルート」を活用し、容器包装以外のプラスチックもリサイクルしてゆくようにする。 このことにより ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック（クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど）をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクルルート」を活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	D		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集することは、市町村の判断で実施できるものである。もともも、廃棄物の収集は市町村の自治事務であり、例えば、市町村が、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装とともに収集を行い、容器包装であるものとそうでないものを分別し、プラスチック製容器包装の分別基準適合物については指定法人へ引き渡し、容器包装以外のプラスチックの廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処分等の委託の基準に従い適切に契約した事業者に処理を委託することは、現行法上何ら妨げられるものではない。実際、平成19年度の環境省調査によれば、指定法人である（財）日本容器包装リサイクル協会にプラスチック製容器包装を引き渡している市町村のうち約8割が、容器包装以外のプラスチックについてもプラスチック製容器包装とあわせて収集し、選別施設において選別を行っている。	本提案が規模型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会」の実現に資すること、貴省も認めるところである。本提案の実現に向け、右記提案主体からの意見について、各論点ごとに再度検討し、回答されたい。	D		本市も「混合収集」を行い、容器包装と非容器包装を「選別」する方法を検討した。この問題点は「選別」にある。試算では選別単価が現行の2.4万円／㎥から4.1～5.8万円／㎥へと2倍以上になる。 混合収集した後の「選別」は、作業の手間と社会的コストを使えさせる無駄なプロセスとなる。 プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックの間の組成上の差異は少ないので、混合収集したものを一括処理した上で経費を按分し、非容器包装を自治体負担とする方法が合理的である。 このため、国民共有の財産である「容器包装リサイクルルート」を有効活用したい。 （意見の詳細は補足資料に記載）	収集後の対応については、130012における回答を参照されたい。なお、ご要望の混合収集については、前回回答させていただいた通り、現行制度で対応可能である。	対面により提案者の意向を伺ったところ、容器包装リサイクル協会と提案者が、協議によって個別の契約を締結し、事業を実施することは法令上妨げられないことを確認したいとのことだったので、130012にて回答されたい。	E	本市の特区提案は「混合収集」に対するものではなく、混合収集後の「選別」に関するものである。 リサイクル技術上の支障がないにもかかわらず、無駄な手間と経費をかけて選別する必要性は、はなはだ疑問である。 社会的な無駄をなくし、低炭素社会の実現に貢献するために「容器包装リサイクルルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルすることを提案したものである。	収集後の対応については、130012における回答を参照されたい。	1 0 2 5 0 0 0 1 0 0	名古屋市	愛知県	環境省
130012	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第1条、第2条、第11～14条、第21～23条） ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者（容器・包装の利用・製造事業者）が再商品化を行うことを規定している。実態には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者に再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容： 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のものの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 （再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう努める。） 提案理由： 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した（年間約3万トン）。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量も圧縮が実現した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すでにたとえばスチールを「容器包装リサイクルルート」を活用し、容器包装以外のプラスチックもリサイクルしてゆくようにする。 このことにより ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック（クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど）をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクルルート」を活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置： 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	I	本提案は、容器包装以外のプラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会、以下、「容リ協会」という。）に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のように できるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会」の実現に向けた展開に資するとの考え得るが、以下の点から特段としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するとうたってあるが、再商品化費用の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第11条～13条において義務に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的方法により算出することが必要である。合理的方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法の定める義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。	本提案が規模型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会」の実現に資すること、貴省も認めるところである。本提案の実現に向け、右記提案主体からの意見について、各論点ごとに再度検討し、回答されたい。	C	I	①合理的方法による容器包装以外のプラスチック製品については、協会が毎年実施している「ベール品質調査」を活用すれば妥当性確保できる。 ②家庭系プラスチックの多くがPE とPP であり、「材料リサイクルでの取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熟慮」pトスの提案である。「分別基準の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものではない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックリサイクルについて積極的な展望のご教示をお願いしたい。 （意見の詳細は補足資料に記載）	対面により提案者の意向を伺ったところ、容器包装リサイクル協会と提案者が、協議によって個別の契約を締結し、事業を実施することは法令上妨げられないことを確認したいとのことだったので、この点を中心に回答されたい。	D		○容器包装以外のプラスチックの割合の算出について 確かに、（財）日本容器包装リサイクル協会は「下「容リ協会」という。）では、市町村から容リ協会に引き渡されるプラスチック製容器包装ベールについての品質の調査（以下「ベール品質調査」という。）を行っているところであるが、このベール品質調査は、市町村から引き渡されるベールが容器包装リサイクル法に基づき特定事業者が再商品化義務を負う特定分別基準適合物に該当するものか、容リ協会が定める「引き取り品質ガイドライン」に基づき選別されるものであり、原則として、容リ協会が行うものであり、現在特定事業者が負う再商品化義務量の算定には、ベール品質調査の結果は使用していないとなどに鑑みても、これをもって直ちに特定事業者と市の負担割合を決定するための調査として用いることは適切とは言えない。仮に調査頻度を増やして負担割合の算定に用いる場合であっても、特定事業者の再商品化義務量の算定が容器包装リサイクル法11条～13条において義務に定められていることに、ベール品質調査が特定事業者の義務量を決まることになるとから、単なる運用ではなく法の規定をもって行うことが必要になる。 ○リサイクルの高度化について 「次回答」において述べたとおり、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門会合」や「産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会」の「手法1を6月」において、「多種な再商品化手法のバランスの取れた総合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされており、また、改正容器包装リサイクル法の衆参両院の附帯決議において、再商品化の質の向上が求められているところである。 提案主体からいただいた御意見は、家庭系プラスチックの多くがPE とPP であるとい うものであり、その事実資料として補足資料ア「プラスチックの種類と使用比率」を容リ協会にたずねたところ、「家庭系プラスチックの総量は量・比率ともにマクロは、家庭から排出される廃プラスチックのみなら ず産業廃棄物である廃プラスチックを含んだ組成調査を示したものであり、本特区提案が言う、家庭から排出される廃プラスチックであってプラスチック製容器包装に該当しないものについての組成調査を示したものではないこと から、補足資料2のデータ、「家庭系プラスチック製容器包装の廃棄物と家庭から排出される容器包装以外のプラスチックの組成調査」に大差がなく材料リサイクルに支障がないと判断することは早計である。 実際、補足資料2によったとしても、再商品化に支障をきたす塩化ビニル（PVC）の成分が他になくなど、分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに反することとなる。 ○容器包装リサイクル法における事業者負担について 本提案の添付資料として提出いただいた、提案主体が設置した検討会の報告書「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書（容器包装以外のプラスチック処理のあり方について（報告））」によれば、「容器包装以外のプラスチックの処理のあり方について（報告）」は真「が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄対さを伴わない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり（容器包装リサイクル法第1条～13条）、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである（容器包装リサイクル法第14条、第21条～22条）。一方、上記の期限を超え、指定法人が法定業務とし て市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国から の指定第1条ア特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設等者及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」平成18年6月閣議決定）に反する「国による特定事業の実施・事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するとの趣旨に反する。ことから適当でない。協会が法定業務以外の独自業務として実施するのであればこの限りではないが、特定事業者の負担分は、一切支ていることなる。	競毒を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現するとて、銃器の基本操作に関する事項である「銃砲の点検・分解結合、保持及び携行」等は、狩猟免許を所持すると同時に習得しておくべき事項であるとの考え方は、試験項目を狩猟免許の一つであるとから、試験項目を狩猟免許とすることはできない。 ただし、環境部事第0032004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところであり、「銃砲の点検・分解結合」等の項について、都道府県において地域の実情に応じて減点配分することは可能である。なお、実施にあたり不明な点については、個別に相談されたい。	本提案は、「銃砲の点検・分解結合」「装填、射撃姿勢、発包」に関する部分について、前提となる銃砲所持許可を通じて安全が担保されている限りにおいて、緩和を求めるものである。 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	安全性については、銃刀法の銃砲所持許可を受けた者が対象であり、当該措置により新たな銃砲所持者を増加させるものではなく、銃規制の緩和につながるものとは考えがたい。 本提案は、銃刀法第4条第1項第1号に「、「狩猟」「有害鳥獣駆除」又は「標的射撃」の3つが規定されており、国家公安委員会規則に「規定されるが「操作検定」において、狩猟免許試験における「銃砲の点検及び分解」や「銃砲の保持」等についても検査されている部分についてのみ試験項目から免除するものとし、それ以外の項目については技能試験の免除を求めるものではない。 当該特例制度により、例え1人でも狩猟者が増加すればよいと考えるおりこ一考願りたい。	D	I	競毒を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現するとて、銃器の基本操作に関する事項である「銃砲の点検・分解結合、保持及び携行」等は狩猟免許を所持すると同時に習得しておくべき事項であるとの考え方は、試験項目を狩猟免許の一つであるとから、試験項目を狩猟免許とすることはできない。 ただし、環境部事第0032004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところであり、「銃砲の点検・分解結合」等の項について、都道府県において地域の実情に応じて減点配分することは可能である。なお、実施にあたり不明な点については、個別に相談されたい。	1 0 7 1 0 0 0 1 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省
130020	高知県香美市における二ホンカモシカ捕獲特区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条、第9条	（7条関係） 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は過少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護のため特定鳥獣保護管理計画を定めることができる。 （9条関係） カモシカによる生活環境、農林水産業等の目的で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	文化財保護法で特別天然記念物に指定されている二ホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域（カモシカ）が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画（現在、都道府県のみが策定可能）を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。	今回提案する事業は高知県香美市における「二ホンカモシカ捕獲特区」です。二ホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においては二ホンカモシカによる植林、天然林への食害が増加しており、防除を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。 二ホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年に二ホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱の基本政策を転換することに関する合意（3庁合意）が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る、②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行ない3之が確認されていたおりことです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整をする適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「二ホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、保護を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）を策定して個体数管理を行うことを想定しています。	c	I	鳥獣保護法によるカモシカの捕獲については、シカやイノシシなどと同じく、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数管理のために行う捕獲と農作物や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたっては、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、捕獲許可を受ける必要がある。 また、捕獲許可は、自治事務として都道府県知事（条例等により許可権限が委譲されている場合は市町村長）の権限となっているところであるが、国指定鳥獣保護区内で捕獲する場合は環境大臣の許可権限となる。 なお、特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県が任意に策定する計画であり、計画の策定にあたって環境大臣の承認を必要とした制度となっている。（計画区域に国指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画内容について環境省との協議は必要） ご要望に関しては、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば捕獲が認められることとから、都道府県等と相談のと、捕獲許可を受けていただく必要がある。なお、このことのは、カモシカは、特別天然記念物に指定されている種であることから、鳥獣法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法（文部科学省所管）に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。	市町村が特定鳥獣保護管理計画を作成することについて、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	c	I	貴省の回答によりますと、現行の特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県が任意に策定する計画であり、計画の策定にあたって環境大臣の承認を必要とした制度となっている。（計画区域に国指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画内容について環境省との協議は必要） ご要望に関しては、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば捕獲が認められることとから、都道府県等と相談のと、捕獲許可を受けていただく必要がある。なお、このことのは、カモシカは、特別天然記念物に指定されている種であることから、鳥獣法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法（文部科学省所管）に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130050	温室効果ガス 広範な国内排出権取引の実施	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障害の発生を避けるため、自主参加型にて行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の実準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を採用する。 排出量取引の基本的取り方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJI以降長期ご排標の排出量の振興方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けにしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、真ご要年な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。 代替的措置 本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト（目標の設定と削減時の取引）といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、文制度の普及という点において大きな措置として評することができようというものである。	E	－	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	本提案は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められた CO2/CH4/N2O/HFC/PFC/SF6といった6種類の「温暖化ガス」を対象とするものである。 来た、世界的な流れとしては、CO2に着目した温室効果ガスのみ取引材料とせっており、他のガスについては未だ成熟した取引機構の開発はなされていない。しかしながら、京都議定書の議長国であり採択した日本においては、大いに取り組むべき課題であると考えられる。この点を特区という特殊環境下で取引市場の開発と実取引の試行的実施をやむちことで世界的な取引のペンチマークとするものとするものであり、環境省の回答は論点のすり替えである。	E	－	地域的な排出量取引制度の導入を妨げる規制はない以上、構造改革特別区域の要望事項として適当でないと考えられる。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	本提案における、温室効果ガスの取引はインターネットというボーダレスな空間を活用して、京都議定書に規げるクレジットとして国際的に流通し得る「金融商品」としての役割を担うものである。回答において、「地域的な排出権取引制度の導入を妨げる規制はない」とあるが、取引における法的根拠がそもそもそもないのである。即ち、取引安全や実効的な取引の実施において甚だ該義が残る、その為に、取引対象となる温室効果ガスの取引に法的根拠（＝特区における認証排出権であることをもたせる事を企図したものであり、一地域的な取引の検討を要請するものではない。よって、再度の検討をせられたい。	E	－	構造改革特別区域とは、地方公共団体が設定する地域において、当該地域の特性に応じた「規制の特例措置」の適用を受けて特定の事業を実施等するものであり、即実現に係る規制がそもそも存在しない以上、回答できない。 なお、排出量取引については、昨年10月から開始した「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」での経験を活かしながら、本格導入する場合に必要となる条件、制度設計上の課題などを明らかにすることとしている。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	１０５２００１００	福祉医療法人　桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	経済産業省 環境省
130060	温室効果ガス排出権取引所の開設	－	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区内において行う。併せて取引材料の特性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候（排出権）取引所の設立を企図するものである。特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来るとおもに、様々な金融商品との運携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的にCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものと考える。 提案理由 諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。最終な第三者による認証と、事業上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の便益にも叶うものであると考える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱に関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的（5～10年内）には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	－	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設することについては、本年8月の改正金融商品取引法（本年12月12日施行）により可能となっている。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	環境省より受領した回答は、金融庁と全く同じ回答であり、主体的な回答であったかどうか、甚だ疑義を持つ。 本提案は、「金融商品」としての取引市場の拡充を図るものであって、金融庁の管轄下における「証券取引」に触れ言いているものではない。 改正金融商品取引法は、温室効果ガスを取引商材のチャンネルとして取引所に認めただけであって、参入障壁の低減やよりベーター なチャンネルの提供には至っていないものであると考える。ついては、環境省の所管において取引所の設置を行なうなら、様々な対応や実験があって然るべきものであり、これを特区という環境下で行なおうと考えるものである。	E	－	改正金融商品取引法では金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設することを可能としているが、金融商品取引所以外の者がかかる市場を開設することを禁止する規制はないいよと、構造改革特区低減の要望事項として適当でないと考えられる。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	そもそも、金融的な価値を持ち、且つ投機的な対象となり得る温室効果ガスの排出権市場の取引においては、法制度上の取引安全の担保や円滑な取引の仕組みが必要であり、そのために構造改革特区の申請を行なっているものである。そのよって、「金融商品取引法において定める金融商品取引所の商号を冠すること」は、法律上の存在担保を得られると共に、諸条なる取引が展特できる。よって、同法律が定めるに極めて高い得愛の低減と法律の枠組みの有効的な活用の観点から、これらの点についてのものであり、再度実施の検討をせられたい。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	１０５２００２００	福祉医療法人　桂仁会、株式会社Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省
130070	市の制定した基本計画に基づく林業用搬入路設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項、自然公園法施行規則第12条	自然公園法第13条第3項「林道」「作業道」「搬入路」の1区別はなく、道路として取り扱っている。道路を新設する場合は、通常は工作物の新築として取扱い、例外的にブルトーザー等で土地をならす程度であれば、土地の形状変更として扱う。	豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出路については、国定公園特別地域内の手続きを、現行の自然公園法13条第2項の規定の許可から、自然公園法施行令第12条の特別地域内における許可又は届出を要しない行為との同様の扱いとする。	間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。 本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として区分し、間伐により施業的効果を発揮していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1．5mは下で間伐可能な森林を対象に、環境面や安全性を検討しながら、必要最小限の伐採と小規模な土工で開設し、木材生産のために使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路（敷砂利や構造物なし）である。現在、国定公園内の搬出路については、林道等と同様に自然公園法第13条第3項により、工作物の新築許可申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくなので、低コスト林業を推進する観点から見ると、搬出路の開設と合わて一連の間伐作業と捉えている。また、申請内容は簡易であるものの、許認可事務に1ヶ月程度かかるため、円滑な事業施策の障害となっている。このため、市条例策に基づく搬出路の開設については間伐の一環と捉えた。自然公園法施行規則第12条の許可又は届出を要しない行為とされたい。これにより又スムーズな事業展開を可能とし、森づくりをより一層推進していきたい。	c	Ⅲ	国定公園の管理は、自治事務として都道府県が行っているものであり、事業実施に際しては、担当する県の自然保護部署と連絡を密にし、調整を図るよう お願いしたい。 なお、工作物等を設けない「搬出路」であっても、その整備には森林の伐採、土地の形状変更等を伴い、事業の実施には、自然環境の保全について十分に配慮する必要がある。そのため、自然公園法の趣旨にかんがみると、通常の管理行為や軽易な行為を定めた同法施行規則第12条の不要許可行為に該当するものではなく、従来どおり許可を要する行為として把握するのが適切であると考える。	本提案は自然公園法の趣旨に通ずした提案であるにもかかわらず提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案は、規格や性格の異なる「林道」「作業道」「搬出路」を区別なく道路として取り扱うことと自体を問題としている。本市の言う搬出路は森林生産現場に必要な施業手法の一つであり、結果、森林所有者の財産価値を高めるとともに、間伐を推進し、森林の健全化することから、むしろ自然公園法の趣旨に適合していると考える。法は立木の伐採に制限をするものの、林業行為や法の間伐行為は対象としていない。森林の伐採及び土地の形状変更の観点から、およそ一般的な開発行為と同一の規点で解釈することは、林業や財産権に制約を課しているのではないかと考える。	C	Ⅲ	自然公園法における行為規制は、すぐれた自然の風景地の風致の維持を図るため、公用制限を行い、同法第13条第3項に規定する風致の維持に支障を及ぼすおそれのあるー定の行為を禁止、又は制限している。 一方、通常の管理行為や軽易な行為は、風致への支障を及ぼすことがないと考えられるとの同法第13条第3項に基づき許可を要しないこととなっている。 提案のあった森林施業に係る資材搬出の作業道の取扱いは、地形の改変等が伴い、その計画、施工方法によって風致への支障のおそれがあることから、自然公園法の趣旨である風致の維持の観点に照らし、許可を要する行為とされていると。 なお、国定公園の管理は、自治事務として都道府県が行っているものであり、事業実施に際しては、担当する県の自然保護部署と連絡を密にし、調整を図るようお願いしたい。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指すことの必要性がはばれている状況において、風力発電等自然エネルギーの大幅導入は、絶対条件であるため、再度、風力発電施設と風致・景観との調和がいかにあるべきかを見直す必要があると考える。	C	Ⅲ	風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考え方は、平成16年2月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」のとおりであり、設置等の可否判断は、自然公園法に基づき適切に判断していくべきものと考える。 なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国定公園内の場合は兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。		１０７１０９９０	兵庫県	兵庫県	環境省
130080	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、従前は審査基準がなく、基準がわかりにくいとの指摘を受け、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」を之として審査基準に盛り込むべき事項についてとり纏めを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。	国立公園内での風力発電施設設置について。風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる種ぐい山稜線に設置する場合を除くは、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県においてよい風の条件が得られるのは、多くの場合、自然公園区域である。 また、ポスト京都議定書の枠組みでさらなるグリーンエネルギーの導入が必要とされる状況である。 このため、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、大規模風力発電施設の設置を促進する。	C	Ⅲ	環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不適当と考える。 よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第11条第11項に照らし検討を進めていただきたい。 なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国定公園内の場合は兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。	C	Ⅲ	国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地が自然公園法に基づき指定され、自然景観への支障、生物多様性への影響等に最大限の配慮が求められる地域である。その開発等においては、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、一般に大規模でデザインが画一的な風力発電施設は、その立地特性に照らしても風致への影響の程度が大きい工作物である。このため、設置等の可否判断は、自然公園法に照らし適切に判断すべきものであり、公益性の高い他の事業においても、適用除外の例はなく、同法の目的に基づき規制の適用の除外は不適当である。 風力発電施設に対する当省の考え方は、平成16年2月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」のとおりである。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	地球温暖化の進行とともに、化石燃料等の有限資源の枯渇が喫緊の課題となっており、最近の異常な原油価格の変動の影響からもエネルギーの安全保障の観点から、自然エネルギーの重要性は非常に高まっている。 国立公園のエリアでは、風況マップ（ネ－ム－「「兵庫の環境」で公開）のとおり風力発電の能力が十分発揮できさだけの風力が得られることっと一致している。 しかしながら、風力発電施設が発電効率、PR効果に優れていても、環境と手続きを経てまであえて計画する事業ではなく、現行の規制の下では施設の設置が進まない状況にあるため、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する必要があると考える。	C	Ⅲ	国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地が自然公園法に基づき指定され、自然景観への支障、生物多様性への影響等に最大限の配慮が求められる地域である。その開発等においては、景観や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、一般に大規模でデザインが画一的な風力発電施設は、その立地特性に照らしても風致への影響の程度が大きい工作物である。このため、設置等の可否判断は、自然公園法に照らし適切に判断すべきものであり、公益性の高い他の事業においても、適用除外の例はなく、同法の目的に基づき規制の適用の除外は不適当である。 風力発電施設に対する当省の考え方は、平成16年2月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」のとおりである。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指すことの必要性がはばれている状況において、風力発電等自然エネルギーの大幅導入は、絶対条件であるため、再度、風力発電施設と風致・景観との調和がいかにあるべきかを見直す必要があると考える。	C	Ⅲ	風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考え方は、平成16年2月「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する考え方」のとおりであり、設置等の可否判断は、自然公園法に基づき適切に判断していくべきものと考える。 なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国定公園内の場合は兵庫県の自然公園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。		１０７１０９９０	兵庫県	兵庫県	環境省